

1 目的

北海道アウトドア資格制度において利用している北海道アウトドアテキストは、平成 24 年(2012 年)の改訂から 10 年以上が経過し内容の更新が必要である旨、北海道観光審議会の有識者より指摘を受けており、本年より運用を開始した AT ガイド認定等制度においても当該テキストを活用した取組を行うことから、内容を見直した上でタブレット端末等電子データによるテキスト利用環境を整備し、引き続き北海道のアウトドアガイドの能力向上を図る。

2 委託業務の内容

本事業における委託業務の内容は次のとおり。

(1) 全体スケジュールの作成

本事業に関する全体スケジュールを作成する。

(2) 北海道アウトドアテキスト改訂

以下の北海道アウトドアテキストについて、改訂方針を策定の上、専門家によるワーキンググループ(WG)を設置し、必要に応じガイドへのヒアリングを実施するなどしてテキスト内容の検討を行い、改訂を実施する。

- ① 北海道アウトドアテキスト[基礎編]
- ② 北海道アウトドアテキスト[応用編]
- ③ 北海道アウトドアテキスト[自然環境保全の主な法令・制度編]
- ④ 北海道アウトドアテキスト[リスクマネジメント編]
- ⑤ 北海道アウトドアテキスト[山岳編(夏山・冬山)]
- ⑥ 北海道アウトドアテキスト[自然編]
- ⑦ 北海道アウトドアテキスト[カヌー編]
- ⑧ 北海道アウトドアテキスト[ラフティング編]
- ⑨ 北海道アウトドアテキスト[トレイルライディング編]

(3) 北海道アウトドア検定の英語対応

北海道アウトドア検定の受検を希望する在日外国人(英語話者)向けに、出題範囲となる前号①から④の改訂後テキストについて、英語版を作成するとともに、北海道アウトドア検定の受検を希望する在日外国人(英語話者)向けに、北海道アウトドア検定で利用する出題問題リスト等の英語翻訳を行い、英語での北海道アウトドア検定実施環境を整備する。

(4) 北海道アウトドアテキストの電子化

北海道アウトドアテキストについて、タブレット端末での利用ができるよう、電子データの整備を行う。

(5) 報告書作成

WGにおける議論の経過等、本件委託事業の経過をとりまとめた報告書を作成する。

3 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 原則として、過去 2 年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - (イ) 消費税及び地方消費税
- キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

ア 業務処理能力

- (ア) 業務を遂行するに当たって十分な実績を有しているか。
- (イ) 業務スケジュールを含め、全体的な処理能力に問題はないか。
- (ウ) 北海道のアウトドア活動に関する十分な知識を有しているか。
- (エ) 過去に北海道におけるアウトドア活動に関する事業実績を有しているか。

イ 業務処理体制

- (ア) 業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
- (イ) アウトドアガイド等有識者との連携・協力体制が確保されているか。

(2) 企画提案の適合性

ア 北海道アウトドアテキスト改訂

- (ア) 制度の趣旨を十分に理解した提案となっているか。
- (イ) 現在のテキストの修正すべき点等適切な改訂方針が提案されているか。
- (ウ) 改訂に当たって設置する専門家による WG として適切な人員が提案されているか。

イ 北海道アウトドア検定の英語対応

- (ア) 翻訳についてアウトドア知識のあるネイティブチェックを受けるなど適切な提案となっているか。
- (イ) 外国人が検定を受けるに当たって必要な改善点等を盛り込んだ提案となっているか。

ウ 北海道アウトドアテキストの電子化

- (ア) 制度の趣旨を十分に理解した提案となっているか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における 4 つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国の「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

5 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 道は受託者に対して必要な資料等を可能な範囲で提供する。

6 予算上限額

11,750千円（消費税及び地方消費税額含む）

7 委託期間

委託契約の日から令和 6 年（2024 年）3 月 8 日（金）まで。

8 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 登記事項証明書等（写し可）
- (イ) 道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- (ウ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- (エ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
 - ・ 健康保険法第 48 条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法第 7 条の規定による届出
- (オ) 該当する場合、次の書類
 - ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定証（写し可）
 - ・ 「障がい者就労支援企業認証制度」の認定証（写し可）
 - ・ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言書（写し可）

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 5 年(2023 年)9 月 1 日（金）午後 5 時 0 0 分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道経済部観光局観光振興課 担当：小林、渡辺（崇）
電話 011-206-6944

オ 提出方法

持参又は郵送（必着。郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A 4 版タテの規格で作成し、提出すること。
- (イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

8 部（1 部は提案者名を記載したもの、残り 7 部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和 5 年(2023 年)9 月 15 日（金）午後 5 時 0 0 分（必着）

エ 提出場所

(1) のエに同じ

オ 提出方法

(1) のオに同じ

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに 8 の (1) エの担当者に連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属することから、テキスト内容の検討等にあたってはそれを前提とした調整を行うこと。成果品納品後に成果品の著作権に関する問題が発生し

た場合は、受託者の責任において解決すること。

- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金の納付
要（但し、免除規定あり）
- (8) 関連情報を収集するための窓口
8の（1）エに同じ。
- (9) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。
ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (10) 審査結果及び特定者名
公表する。